



宮 崎 県 公 報

平成24年11月26日 (月曜日) 第 2441 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

○有害興行の指定…………… (こども家庭課) 1
○民有林の保安林の指定…………… (自然環境課) 2
○土地収用法に基づく事業の認定…………… (用地対策課) 2
○道路の区域の決定…………… (道路保全課) 3

○道路の区域の変更…………… (道路保全課) 3
○道路の供用の開始…………… (“) 3
○屋外広告物講習会の運営に関する事務の委託… (都市計画課) 3

公 告

○砂利採取業務主任者試験の合格者…………… (工業支援課) 3
○屋外広告物講習会の開催…………… (都市計画課) 4

正 誤

○平成24年3月15日付け県公報 (第2370号) 中…………… 4

告 示

宮崎県告示第 825号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例 (昭和52年宮崎県条例第27号) 第14条第1項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

平成24年11月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定番号	種類	題 名	製作・配給会社名	指定年月日
24年-56	映画	エッチな体温 白衣みだれ抜き	池島組 <オービー映画>	平成24年11月15日
24 -57	映画	変態下宿屋 熟女ざかり	浜野組 <新日本映像>	
24 -58	映画	奴隷市	愛染組 <新東宝映画>	
24 -59	映画	高校教師の下半身 教え子にレイプされて	下元組 <新日本映像>	
24 -60	映画	家庭教師 いんび誘惑レッスン	国沢組 <オービー映画>	
24 -61	映画	ベルセルク黄金時代篇Ⅲ降臨	ルーセント・ピクチャーズ、スタジオ4℃ <ワーナー・ブラザース映画>	
24 -62	映画	痴漢電車 夢指の熱い調べ	田中組 <オービー映画>	
24 -63	映画	姫を犯す	藤原組 <新東宝映画>	
24 -64	映画	裸の牝たち 見られていっちゃう	田中組 <新東宝映画>	
24 -65	映画	悶える熟女 夫も知らないみだれ方	深町組 <新東宝映画>	
24 -66	映画	義父と姉妹 桃汁味くらべ	加藤組 <オービー映画>	
24 -67	映画	せせらぎの淡い虹	後藤組 <オービー映画>	

24 -68	映画	いんらん家族 色欲ざかり	池島組 〈オーピー映画〉
24 -69	映画	ヘッドハント（原題）REDD INC.	クロックワークス （オーストラリア）
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。		

宮崎県告示第 826号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成24年11月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 串間市大字大納字浜田 212-1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに串間市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 827号

土地収用法（昭和26年法律第 219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成24年11月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 起業者の名称
都農町
- 2 事業の種類
都農町一の宮門前市整備事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分
宮崎県児湯郡都農町大字川北字道籠地内
 - (2) 使用の部分
なし
- 4 事業の認定をした理由
 - (1) 法第20条第 1 号の要件への適合性について
都農町一の宮門前市整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第 3 条第32号に規定する「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に関する事業に該当する。
以上から、本件事業は、法第20条第 1 号の要件を充足すると判断される。
 - (2) 法第20条第 2 号の要件への適合性について
本件事業は、都農町が物産館、観光交流会館、芝生広場等を備えた「道の駅つの」を整備するものである。
本件事業の起業者である都農町は、平成23年 1 月に「都市再

生整備計画（都農中央地区）」を策定し、本件事業はその主要事業として位置づけられている。

また、起業者は本件事業の実施にあたり、平成23年度より工事費、用地費及び補償費等の予算計上を行っており、事業遂行に必要な財源措置が講じられている。

以上から、本件事業は、法第20条第 2 号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第 3 号の要件への適合性について

① 事業の施行により得られる公共の利益について

都農町では、定住人口が継続的に減少しており、特に中心市街地においては店舗数が平成 6 年から平成19年までの間に約60%にまで減少するなど著しい衰退が見られる。

さらに、平成22年の口蹄疫禍によって、畜産業のみならず、町の基幹産業である農業をはじめ他の産業も疲弊するに至っており、この状況を放置すれば、町の活力はますます失われていくことが懸念される。

また、町では観光地や農水産物などの地域資源に恵まれているにも関わらず、中心部に中核となる施設がないため、来訪者を呼び込むことができない状況にある。

本件事業の施行により、拠点施設として地域資源の PR や地場産品の販売等を通じて交流人口の増加、農業、漁業の 6 次産業化を促進することで、地域経済の再生や中心市街地全体の活性化に寄与することができる。

また、起業地は幹線道路、医療機関等とのアクセスに優れていることから、今年度見直しを行う「都農町防災計画」の中核施設と位置づけられることとなっており、災害発生時は当該施設を地域住民の一時避難所、救援物資供給場所等として利用することが可能となる。

以上から、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

② 事業の施行により失われる利益について

起業地付近に希少動物が生息する可能性があるが、これらは町内に広く生息しているものであり、事業による改変面積は最小限に抑えられていることから、必要に応じて適切な措置を講じ、環境保全に配慮した施設運営を行うことによって自然環境に与える影響は軽微であると予測されている。また、起業地内には周知の埋蔵文化財包蔵地も存在しない。

以上から、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

③ 代替案の検討について

本件起業地の選定に当たっては、3 箇所の候補地について

- ア 中心市街地との交流
- イ 都農神社、地域資源及び医療機関との連携
- ウ 工事施行の難易度
- エ 事業の施行に要する費用の経済性

を比較した結果、中心市街地との交流や、都農神社等との連携が図りやすく、事業費の面で最も経済的であること等の理由から、本件事業の起業地が最も適切であると認められる。

④ 比較衡量

①で述べた得られる公共の利益と②で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められるとともに、③で述べたように、本件起業地は、他の候補地と比較して最も合理的であると認められる。

以上から、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

① 事業を早期に施行する必要性

(3)の①で述べたように、継続的な人口減少や中心市街地の衰退、口蹄疫禍による産業の疲弊を放置することはさらに町の活力を失うこととなり、早急な経済振興策が望まれている。また、本施設は防災施設としての役割を担うこととされており、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

② 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業に必要な範囲と認められる。さらに、起業地の範囲は、一時的な使用に供されるものは存在せず、使用的手段には馴染まないため、収用又は使用の別についても、合理的であると認められる。

以上から、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項に規定する図面の縦覧場所
都農町役場総合政策課

宮崎県告示第 828号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定する。

なお、関係図面は、平成24年11月26日から平成24年12月10日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年11月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
243	県道	須美江 インタ ー線	延岡市須美江町280番5地先から同市同町1090番13地先まで	6.6 ～ 121.0	1910.0

宮崎県告示第 829号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道

路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成24年11月26日から平成24年12月10日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年11月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	国道	国道 2 69号	宮崎市田野町字馬渡甲6004番地先から同市同町同字甲6005番2地先まで	旧	11.6～ 12.4	36.0
				新	13.9～ 14.1	36.0

宮崎県告示第 830号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成24年11月26日から平成24年12月10日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年11月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
243	県道	須美江 インタ ー線	延岡市須美江町280番5地先から同市同町1090番13地先まで	平成24年12月15日

宮崎県告示第 831号

宮崎県屋外広告物条例（平成5年宮崎県条例第13号）第34条第2項の規定により、同条第1項に規定する講習会の運営に関する事務を次のとおり委託する。

平成24年11月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 委託の相手方

宮崎市阿波岐原町前浜4276番地75
宮崎県広告美術協同組合

2 委託期間

平成24年12月3日から平成25年2月28日まで

公 告

平成24年11月9日に実施した平成24年度砂利採取業務主任者試験の合格者の受験番号は、次のとおりである。

平成24年11月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

6

宮崎県屋外広告物条例（平成 5 年宮崎県条例第13号）第34条第 1 項の規定により、屋外広告物講習会を次のとおり開催する。

平成24年11月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 開催の日時
平成25年 2 月 5 日（火曜日）午前10時から午後 5 時まで
- 2 開催の場所
宮崎市旭 1 丁目 3 番 6 号
宮崎県庁 6 号館 2 階 623号室
- 3 講習科目
(1) 広告物等に関する法令
(2) 広告物の表示及び広告物を掲出する物件の設置の方法に関する事項
(3) 広告物等の施工に関する事項
- 4 受講の手続
講習会を受講しようとする者は、屋外広告物講習会受講申込書に額面金額 2,200円の宮崎県収入証紙（消印しないもの）と写真（縦 5 センチメートル、横 4 センチメートル）を貼り、宮崎県広告美術協同組合（郵便番号 880-0835 宮崎市阿波岐原町前浜4276番地75）に提出すること。
- 5 受付期間
平成24年12月 3 日から平成25年 1 月31日まで
- 6 その他
詳細については、宮崎県県土整備部都市計画課（電話0985（26）7191）又は宮崎県広告美術協同組合（電話0985（35）3450）に問い合わせること。

正 誤

平成24年 3 月15日付け県公報（第2370号）中

ページ	段	行	誤	正
3	右	4	農林水産省告示第 283号	農林水産省告示第 283号で指定された重要流域をいう。
3	右	40	農林水産省告示第 283号	農林水産省告示第 283号で指定された重要流域をいう。
4	左	13	農林水産省告示第 283号	農林水産省告示第 283号で指定された重要流域をいう。
4	左	16	農林省第 561号号外	農林省告示第 561号
4	左	17	農林水産省第 549号号外	農林水産省告示第 549号
4	左	19	農林水産省第 857号	農林水産省告示第 8

			号外	57号
4	左	25	農林水産省第 548号号外	農林水産省告示第 548号
4	左	29	農林水産省第 711号号外	農林水産省告示第 711号
4	左	30	農林水産省第 738号号外	農林水産省告示第 738号
4	左	30	農林水産省第 743号号外	農林水産省告示第 743号
4	左	31	農林水産省第 836号号外	農林水産省告示第 836号
4	左	35	農林水産省第 414号号外	農林水産省告示第 414号
4	左	35	農林水産省第 215号号外	農林水産省告示第 215号
4	左	54	農林水産省告示第 283号	農林水産省告示第 283号で指定された重要流域をいう。
4	右	38	農林水産省告示 283号	農林水産省告示第 283号で指定された重要流域をいう。
5	左	24	農林水産省告示第 283号	農林水産省告示第 283号で指定された重要流域をいう。
5	左	26	農林水産省	農林省
5	左	50	農林水産省告示第 283号	農林水産省告示第 283号で指定された重要流域をいう。
5	右	26	農林水産省告示第 283号	農林水産省告示第 283号で指定された重要流域をいう。